

1. 特別養護老人ホーム <サービス利用料金（1日あたり）>

(令和元年10月1日改訂)

	ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	サービス利用基本単価	559円	627円	697円	765円	832円
2	看護体制加算	6円	6円	6円	6円	6円
3	個別機能訓練加算	12円	12円	12円	12円	12円
4	栄養ケアマネジメント加算	14円	14円	14円	14円	14円
5	夜勤職員配置加算	22円	22円	22円	22円	22円
6	日常生活継続支援加算	36円	36円	36円	36円	36円
7	介護職員処遇改善加算	54円	60円	65円	71円	77円
8	介護職員等特定処遇改善加算	18円	19円	21円	23円	25円
9	1日に係るサービス合計	721円	796円	873円	949円	1,024円
10	居住費	855円	855円	855円	855円	855円
11	自己負担額	1,576円	1,651円	1,728円	1,804円	1,879円

※食費については、ご契約者の所得により上記の自己負担額とは別途に300円～1,500円が加算されます。

※居住費については、ご利用者の所得により0円～855円となります。

12	褥瘡マネジメント加算	10円	1ヶ月で10円が適時加算されます。3ヶ月に1回を限度。			
13	初期加算	30円	適時加算されます。最大30日間。			
14	外泊時加算	246円	適時加算されます。月最大6日間。			
15	経口維持加算 I	400円	1ヶ月で400円が適時加算されます。			
	経口維持加算 II	100円	1ヶ月で100円が適時加算されます。			
16	経口移行加算	28円	適時加算されます。			
17	口腔衛生管理体制加算	30円	1ヶ月で30円が適時加算されます。			
18	口腔衛生管理加算	90円	1ヶ月で90円が適時加算されます。			
19	療養食加算	1回 6円 (1日 18円)	適時加算されます。(現在病気にかかっているご利用者に対して、主治医のもとで、その病気の進行を防ぎ改善を図る為に、特別に栄養量を調整した食事の提供をした場合)			
20	再入所時栄養連携加算	400円	1人につき1回限り、適時加算されます。			
21	看取り介護加算	144円～1,280円	適時加算されます。(死亡日30日前から算定)			
22	若年性認知症入所者受入加算	120円	適時加算されます。			
23	精神科医療養指導加算	5円	適時加算されます。			
24	低栄養リスク改善加算	300円	1ヶ月で300円が適時加算されます。			
25	排泄支援加算	100円	1ヶ月で100円が適時加算されます。			

※12～25についてもサービスを利用した場合は、介護職員処遇改善加算8.3%及び

介護職員等特定処遇改善加算2.7%が加算されます。

※一定以上の所得のある方がサービスを利用した場合、介護保険自己負担率は2～3割になります。(上記料金表は1割負担の金額です。)市区町村から交付される「介護保険負担割合証」を合わせてご確認ください。

1. ショートステイ <サービス利用料金（1日あたり）>

（令和元年10月1日改訂）

	ご利用者の要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	サービス利用基本単価	438円	545円	586円	654円	724円	792円	859円
2	夜勤職員配置加算			13円	13円	13円	13円	13円
3	機能訓練指導體制費	12円	12円	12円	12円	12円	12円	12円
4	サービス提供体制強化加算	18円	18円	18円	18円	18円	18円	18円
5	介護職員処遇改善加算	39円	48円	52円	58円	64円	69円	75円
6	介護職員等特定処遇改善加算	13円	16円	17円	19円	21円	23円	24円
7	1日に係るサービス合計	520円	639円	698円	774円	852円	927円	1,001円
8	居住費	855円	855円	855円	855円	855円	855円	855円
9	自己負担額	1,375円	1,494円	1,553円	1,629円	1,707円	1,782円	1,856円

※食費については、ご契約者の所得により上記の自己負担額とは別途に300円～1,500円が加算されます。

※居住費については、ご利用者の所得により0円～855円となります。

10	送迎加算	184円	片道ごとに適時加算されます。	
11	若年性認知症利用者受入加算	120円	適時加算されます。	
12	療養食加算	1回 8円 (1日 24円)	適時加算されます。（現在病気にかかっているご利用者に対して、主治医のもとで、その病気の進行を防ぎ改善を図る為に、特別に栄養量を調整した食事の提供をした場合）	
13	緊急短期入所受入加算	90円	受入日から7日間、止むを得ない事情では最大14日間	
14	長期利用者提供減算	△30円	同一施設の利用が連続30日を超える場合31日目以降は減算	

※10～14についてもサービスを利用した場合は、介護職員処遇改善加算8.3%及び

介護職員等特定処遇改善加算2.7%が加算されます。

※一定以上の所得のある方がサービスを利用した場合、介護保険自己負担率は2～3割になります。（上記料金は1割負担の金額です。）市区町村から交付される「介護保険負担割合証」を合わせてご確認ください。